

FIRSTSHIP 会員規約

第一章 総則

第1条（定義）

本規約において以下に掲げる各用語が使用される場合、文脈上別義であることが明白である場合を除き、当該用語は、それぞれ以下に定める意味を有します。

- (1) 「会員」とは、当社が定める手続に従って、入会の申込みを行い、当社が当該申込を承認した方をいいます。
- (2) 「当社」とは、株式会社 LAVA International をいいます。
- (3) 「トライアル会員」とは、入会前に当社が本サービスの利用を承認した方をいいます。
- (4) 「本サービス」とは、当社の提供するヨガ・ピラティス等のスクールである「FIRSTSHIP」をいいます。
- (5) 「本施設」とは、本サービスを提供する諸施設をいいます。
- (6) 「本利用契約」とは、当社と会員との間の本施設及び本サービスの利用に関する契約をいいます。

第2条（適用）

本規約は、当社と会員及びトライアル会員（以下総称して「会員等」といいます。）との間の本利用契約並びに本施設及び本サービスの利用についての一切の關係に適用されるものとし、会員は、本規約に同意のうえ、本施設及び本サービスを利用するものとします。

第3条（運営管理会社）

本施設及び本サービスの運営管理は、当社が行います。

第4条（目的）

本サービスは、ヨガやピラティス、アーユルヴェーダ、瞑想等を通じて、会員の美と健康を心身共に維持・増進することを目的とします。

第二章 会員

第5条（会員要件）

会員等は、次の各号のすべてに適合する方に限ります。

- (1) 本サービスの趣旨に賛同し本規約、その他の規則を守る方
- (2) 健康状態に異常がなく、医師から本サービスの享受を禁止されていない方
- (3) 成年被後見人及び被保佐人でない方
- (4) 心臓病、高血圧症、皮膚病、伝染病、精神病及びこれに類する疾患のない方
- (5) 過度な刺青をされていない方。但し、部分的なファッションタワー等、店内において他の方の目に触れないよう衣服等で覆い隠すことができれば、この限りではありません。
- (6) 暴力団関係者でない方
- (7) 15 歳以上 18 歳未満の場合、入会に際し保護者の方の同意を得た方
- (8) 当社が本施設及び本サービスの利用を適切と認めた方

第6条（入会手続き）

1. 会員となることを希望される方は、申込手続きをおこない、当社が定める入会金と登録手数料を納入していただきます。
2. 入会金及び登録手数料を支払った時点で会員資格を得るものとします。

第7条（入会金と登録手数料）

入会金は当社が別途定める金額とし、入会時に領収します。領収した入会金と登録手数料は理由の如何に関わらず返還いたしません。

第8条（会員証）

1. 当社は会員に資格を証するための会員証を交付します。
2. 前項により会員は本施設の入場に際して当社が交付した会員証を提示していただきます。
3. 会員証は第三者に貸与・譲渡できません。
4. 会員が第 14 条により会員資格を喪失した場合、当社は会員証の失効手続きを行うものとします。

第9条（利用資格）

次の各号に該当する方は本サービス及び本施設をご利用できません。

- (1) 妊娠している方（一部サービス、特別レッスンではご利用いただける場合もあります）
- (2) 酒気を帯びている方
- (3) 刃物など危険物をお持ちの方
- (4) その他第 5 条の各号のいずれかを満たすことができない方
- (5) 医師から本サービスの利用を禁止されている方。

第 10 条（本サービスの利用について）

当社は、本サービスの利用の円滑化を図るため、本サービスの利用を原則的に予約制とします。予約時間、予約方法などに関しては当社が別途定めます。

第 11 条（予約取消）

1. 会員等は、毎クラス 15 分前まで予約を取り消すことができます。ただし、当社がキャンセル料を定めているサービスをキャンセルした場合、会員等は、当社に対し、当該キャンセル料を支払うものとします。
2. 毎月 1 日～末日の間に、3 回以上レッスンを無断でキャンセルした場合、当社は、当該会員について、翌月の同時に予約できる件数を制限することができるものとします。

第 12 条（譲渡・名義変更）

会員等は、会員資格及び各種チケット・マンスリーメンバー等の利用権について、当社が承認した場合を除き、第三者に貸与・譲渡・担保供与・質入等の処分をすること又は名義変更をすることはできません。

第 13 条（会員資格の喪失）

会員が次の各号のいずれかに該当した場合には、その時点で会員資格を失い、本利用契約が存続している場合、当該時点をもって終了するものとします。

- (1) 死亡したとき
- (2) 除名されたとき

第 14 条（除名）

1. 会員が次の各号のいずれかに該当する場合、当社は当該会員を除名できます。
 - (1) 入会にあたり申告した情報が虚偽であることが判明したとき
 - (2) 本規約・規則・その他当社の定めた事項に反する行為があったとき
 - (3) 当社の名誉、信用を傷つけたり、他の会員との協調性を欠き運営の秩序を乱したとき
 - (4) 本施設の設定などを故意に損壊したとき
 - (5) その他、会員としての品位を損なうと認められた行為があったとき
 - (6) 本施設内での営業・宣伝・勧誘活動や販売行為が認められたとき
 - (7) 本サービス又は本施設の利用に際して不当且つ不合理な要求をなすなどにより当社・従業員を著しく困惑せしめたとき
 - (8) 第 18 条に定める禁止行為に違反したとき
 - (9) その他当社が会員として不適当であると判断したとき
2. 前項に基づき除名されたとき、除名された会員は、当社に対し、損害賠償の請求をおこなうことができません。

第 15 条（体験）

当社は入会前の体験として、トライアル会員に本施設及び本サービスを利用させることができます。体験の利用料、利用資格などについては別途定めます。

第三章 運営・管理

第 16 条（運営管理）

当社は、次の各号に基づき、本サービス及び本施設の運営管理をおこないます。

- (1) 本サービス及び本施設の運営管理は当社の責任においておこなわれます。
- (2) 会員等は本サービス及び本施設の運営管理について希望や意見を述べることはできますが、強く要求したり関与することはできません。
- (3) 当社は、本サービス及び本施設の利用などについての運営管理に関する規則を定め、且つこれを変更することができます。

第 17 条（諸規則の遵守義務）

等会員は本施設の利用に際し、所定の手続きをおこなうとともに、本規約、細則ならびにその他、当社が定める 運営管理に関する規則に従うものとします。

第 18 条（禁止行為）

1. 会員等は、以下の各号の行為をしてはならないものとします。

- (1) 当社の許可なく館内又はレッスンを撮影、又は録音すること
- (2) 当社の許可なく本施設において物品の売買やパーソナルトレーニング等の営業行為や勧誘をする行為
- (3) 当社の許可なくレッスンやトレーニングに関する質疑応答以外の目的で、スタジオや講師との直接交渉、業務提携・契約の交渉・勧誘をすること
- (4) 営利・非営利を問わず勧誘行為（団体加入の勧誘を含む）をすること
- (5) 他人を誹謗・中傷（SNS 等インターネット等への書き込みを含む）する行為
- (6) 他人に対する暴力や施設設備への落書きなど、公共のマナー・道徳に反する行為
- (7) 本施設にペット・動物を持ち込むこと
- (8) 本施設内での喫煙（電子タバコ・無煙タバコ等を含む）又は飲酒
- (9) 当社や当社スタッフの業務を妨げる行為
- (10) ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント等のハラスメント行為など、他人の迷惑や本サービス又は本施設の利用の妨げとなる行為
- (11) 他人の施設利用を妨げる行為
- (13) WEB アカウントの ID・パスワードを第三者に開示、貸与、譲渡、売買、質入れ等し、若しくは利用させる行為又は第三者の WEB アカウントを利用する行為
- (14) 会員が、トライアル会員用 WEB アカウントを用いて予約するなど、トライアル会員の本施設又は本サービスの利用を妨げる行為
- (15) 自動予約プログラム、ソフトウェアの利用により、当社が不当と認める方法でレッスンの予約を行う、受講するつもりのないレッスンの予約を行う、予約のキャンセルを繰り返すなど、他の会員等の本サービスの利用を妨げる行為
- (16) 本規約若しくはその他の規則又は当社の定めた事項に反する行為
- (17) 当社の名誉、信用を傷つけたり、他の会員等との協調性を欠き本サービス又は本施設の運営の秩序を乱す行為
- (18) 本施設又は本サービスの利用に際して、大声や奇声を発したり、他の利用者や施設スタッフの行く手を塞ぐ等の威嚇行為や迷惑行為
- (19) 本施設の設備などを故意に損壊したり、他の会員等や当社スタッフが恐怖を感じる危険な行為
- (20) 会員等としての品位を損なうと認められる行為
- (21) 不当又は不合理な要求を行う等により当社、当社スタッフ又は他の会員等を著しく困惑させる行為
- (22) 当社スタッフへの連絡先を渡す行為
- (22) 当社スタッフに対する他社への就職あっせん行為又は引き抜き行為
- (23) 酒気を帯びた状態で本施設に入場する行為又は本施設若しくは本サービスを利用する行為
- (24) レッスン中にウェアラブルデバイス等のライトを点灯させるなど本サービスの提供を妨げる行為
- (25) レッスンを受講していない時間帯のロッカー占有行為又は複数のロッカーの占有行為
- (26) 当社に虚偽の情報を提供する行為
- (27) 他人名義のクレジットカードを使用する行為（未成年者による親権者名義のクレジットカードによる利用料等の支払いを除く。）
- (28) 本施設内においてタトゥーが入った部分を露出する行為
- (30) 本施設や当社の主催するイベント会場において、当社ロゴなどの著作物や当社スタッフの写真を無断で利用し自作した制作物を使用する行為及び配布・販売する行為
- (31) その他法令又は公序良俗に反する行為
- (32) その他当社が不適切と判断する行為

2. 会員等は、当社スタッフの指示に従って本サービス及び本施設を利用するものとします。

第 19 条（休業日）

年末年始、夏季休業、設備等の点検・メンテナンスや改装、ならびに当社が定める日を休業日とします。

第 20 条（営業時間）

本施設の営業時間は、当社が定める営業時間とします。

第 21 条（忘れ物）

当社は、本施設又は本サービスの利用に際して生じた忘れ物について、原則として、拾得日を含めて 3 か月の保管期間経過後に会員等が一切の権利を放棄したものととして当該忘れ物の処分を行うものとし、会員等は、当該処分について一切異議を述べないものとします。但し、衣類や飲料品等については、カビ・腐敗等安全衛生上の問題を生じるおそれがある場合、保管期間の経過前であっても当社が処分を行うことができるものとします。

第 22 条（当社の免責）

1. 会員等は本施設内において、自己及び自己の所有物を自らの責任において管理するものとし、当社は施設内で発生した盗難、傷害その他の事故について当社に重大な過失がある場合を除き、一切の賠償責任を負わないものとします。
2. 当社は、本施設又は本サービスに関して会員等に生じた損害（体調不良や怪我等による損害を含みますが、これらに限られません。）について、当社に故意又は過失がある場合を除き、一切の責任を負いません。
3. 当社が会員等に対して賠償責任を負う場合であっても、賠償責任を負う損害の範囲は直接かつ現実に生じた損害（逸失利益を含みません。）に限られ、賠

償の上限は当該会員等が当社に支払った利用料の総額を上限とします。但し、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。

4. 当社は、会員等同士の間が生じたトラブルについて、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、一切関与しないものとし、会員等は当社に当該係争やトラブルの解決を求めることはできないものとします。
5. 会員等は、本施設内における活動に際して、本規約その他の諸規程及び施設管理責任者及び当社スタッフの指示に従い、自己の責任において行動するものとします。諸規程又は指示に違反して傷害等の事故が起こった場合、当社又は当社スタッフに対して一切の損害賠償を請求できないものとします。

第 23 条（会員の責任）

会員等は本施設又は本サービスの利用に関して、当社、他の会員等又は第三者に損害を与えたときはその賠償をしていただきます。

第 24 条（諸料金の変更）

当社は、入会金・会費・利用料等を、社会・経済情勢の変動を勘案して改定することができます。

第四章 その他

第 25 条 スクール制

1. 本サービスでは、会員等を「生徒」、レッスンのインストラクターを「先生」という位置づけとしております。
2. 会員等は、レッスン以外はすべてセルフサービスで本施設を利用するものとします。

第 26 条（本施設の閉鎖又は利用制限）

当社は次の各号により本施設の営業が不可能又は困難な場合、本施設の全部又は一部を閉鎖し又は施設の利用を制限することができます。同時にすべての会員との契約を解除することができます。この場合、会員はその他名目の如何を問わず、損害賠償責任などの異議申し立てをすることができません。

- （1）法令の制定・改廃されたとき、又は行政指導を受けたとき
- （2）天災・地変その他不可抗力の事態が発生したとき
- （3）著しい社会・経済情勢の変化があるとき
- （4）法令に基づく点検、改善及び必要な施設改修などがあるとき
- （5）当社が必要と認めたとき、その他やむをえない事由があるとき

第 27 条（個人情報の取り扱い）

当社は、会員から取得した個人情報について、当社の定めるプライバシーポリシー（<https://lava-intl.co.jp/privacy/>）に従って取り扱うものとします。

第 28 条（規約の改正）

1. 当社は必要に応じて本規約及びその他の規則等を改定することができます。
2. 当社は、前項により本規約等を改定する場合、WEB サイトへの掲示等の方法により、あらかじめ会員等に対して、本規約等を改定する旨及び改定後の本規約等の内容及び本規約等の改定の効力発生時期を告知します。
3. 前項に基づき、本規約等の改定を告知した日から効力発生時期までに会員等が退会の申し出をしない場合、当該会員等は、当該改定に同意したものとみなし、当該会員等に対し、改定後の本規約等の効力が生じます。

第 29 条（細則等）

本規約に定めない事項ならびに運営上必要な事項については別途細則その他の規則に定めます。

第 30 条（雑則）

1. 会員は、当社の事前の書面による承諾がない限り、本規約及び本サービスの利用契約に基づく権利の全部又は一部を譲渡その他の方法で処分し又は担保の目的に供することができないものとします。
2. 本規約等に定める事項の解釈について疑義が生じた場合、当社と会員との協議の上解決するものとします。
3. 本規約等に定めのない事項については、民法その他の法令によるものとします。
4. 本施設、本サービス、本利用契約及び本規約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所又は簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

制定 平成 17 年 1 月 1 日

改定 令和 7 年 5 月 20 日